

大湯村情報発信者入村事業の概要

情報発信者入村事業とは

この事業は、開村以来、農業一辺倒で進んできた大湯村に新しい風を吹き込むと共に、各自の専門性を十分に発信していただき、村内外に積極的に情報発信してくれる人に定住してもらうことで地域文化の活性化を図ることを目的に企画されました。

現在、10名の方が村に移り住んでいます。

情報発信者とは

大湯村に住みながら、様々な分野で活動し、広く内外に情報を発信することにより、大湯村を活性化すると認められる方を言います。

《これまでに入村された方の活動分野》

バイオリン製作者、空撮カメラマン、元高校校長、彫刻家、
元水上スキー選手、元大学教授、出版・小説家、カメラマン

情報発信者の要件

1. 芸術、文化、スポーツ、研究の活動をする方
2. 大湯村の魅力や観光などのPRとなる活動をする方
3. インターネットを利用して村でビジネス活動をする方
4. 国際交流活動をする方
5. 人的ネットワークを持ち、多岐にわたる活動をする方
6. その他村長が特に認めた方

※特に上記の3、4に該当する方の入村がまだありませんので、選考にあたっては考慮させていただきます。

募集要項

1. 募集人数 7名

2. 応募資格 この事業の趣旨を理解し、大湯村の活性化に寄与すると認められる方であれば、国籍、性別、職業、年齢を問いません。

3. 応募方法

応募申込書に必要事項を記載のうえ、大潟村役場に持参、郵送または電子メールで送付して下さい。

認定後の居住条件

認定後は、2年以内に村から無償貸与された土地に自己負担により住宅を建築し、年間を通して大潟村に住所を有し、且つ、居住していただきます。

また、情報発信を行うためインターネットを活用するなど、それぞれのやり方での村民との交流、村内の行事への参加に努めていただきます。

奨励措置

情報発信者に認定されると次のような奨励措置を受けることができます。

- 認定された日から700m²の宅地を無償貸与します。
- 住宅を建築し12年間居住すると、宅地を無償譲渡します。
- 情報発信及び村民交流に係る活動に対して助成します。(上限10万円)
- 住宅を建築して居住後3年間は、温泉保養施設の入浴が無料です。

審査と認定

応募者について、「情報発信者認定審査委員会」が審査のうえ、議会の同意を得て村長が認定します。審査会は、原則年3回(4、7、10月)を予定しています。

なお、応募申込みの際には、認定後の生計維持計画や住宅建築予定等も記入してもらい審査の参考とします。

《資料請求》

秋田県大潟村 総務企画課 企画財政班

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1

TEL 0185-45-2111 / FAX 0185-45-2162

メールアドレス g-kikaku@ogata.or.jp

ホームページ

<http://www.ogata.or.jp/administration/sender.html>